

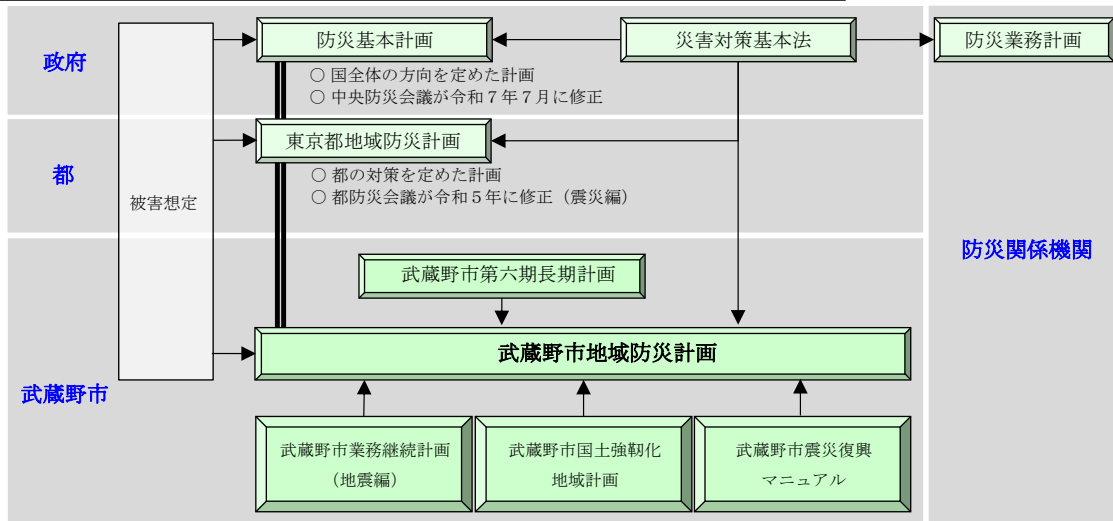
武蔵野市地域防災計画 令和8年度修正（原案）概要版

1 地域防災計画とは

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画です。市民の生命、身体及び財産を守るため、市・事業者・地域の防災組織及び市民並びに防災関係機関※が総力を結集し「自助」「共助」「公助」を実現するとともに、各主体が連携を図り市においてあらゆる災害が発生した場合（発生のおそれがある場合も含む。）の予防対策、応急・復旧対策及び復興の内容を定めるものです。

※ 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関及び公共的団体の総称

災害対策関連法令、上位計画となる国の防災基本計画、東京都地域防災計画、武蔵野市の第六期長期計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等に整合させる必要があり、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものと定められています。

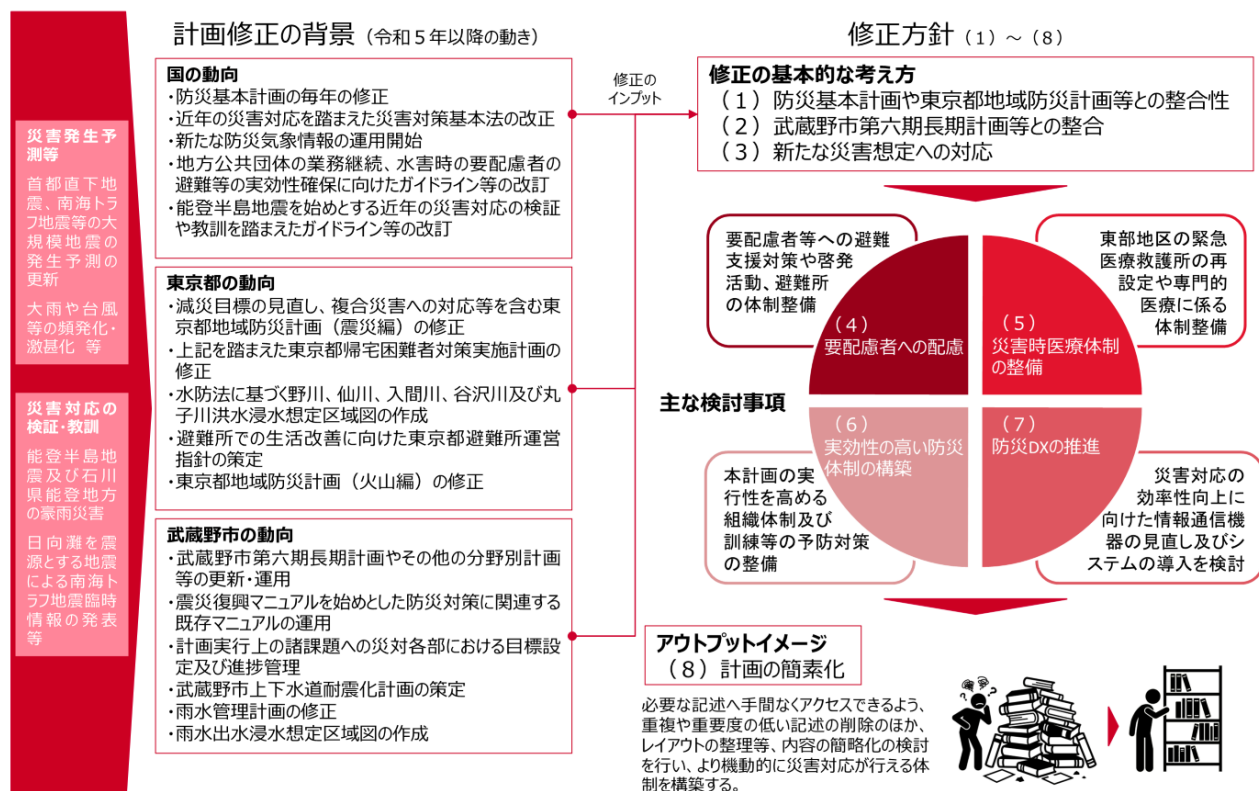


2 令和8年度修正の経緯・方針

近年の災害発生予測技術の向上や頻発する大規模災害への対応の検証・教訓等を踏まえ、国及び東京都の防災施策の状況や、市の各種事業の進捗等、市の防災行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

令和8年度修正では、こうした市を取り巻く環境の変化に応じて、以下のとおり修正を行いました。

武蔵野市地域防災計画の修正方針の体系図



3 主な修正内容

修正方針の各項目について、以下のとおり市防災体制等の検討を進め、計画修正を行いました。

3-1 修正の基本的な考え方

- (1) 防災基本計画や東京都地域防災計画等との整合性

計画全般にわたり、国の防災基本計画、東京都地域防災計画（震災編）（火山編）のほか、令和8年5月から運用開始された新たな防災気象情報など、国や東京都の計画・各種法令への対応を行った。
- (2) 武蔵野市第六期長期計画等との整合

計画全般にわたり、武蔵野市第六期長期計画、各種分野別計画その他の計画等の更新内容を反映するとともに、市の防災対策、協定締結状況、各種事業の進捗状況等を反映した。
- (3) 新たな災害想定への対応

震災編において、吉祥寺駅周辺エリアの帰宅困難者数想定を更新したほか、複合災害への対策方針についても定めた。風水害編では、市が作成した「雨水出水浸水想定区域図」及び、都が作成した「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川 洪水浸水想定区域図」を想定に加えた。計画全般にわたり、スフィア基準や既往災害対応の検証結果等を対策の方針の一部に反映した。

3-2 主な検討事項の反映

- (4) 要配慮者への配慮

震災編第3部第8章において、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）への避難支援や避難所における支援体制整備について、これまでの検討結果や今後の検討方針を反映した。
- (5) 災害時医療体制の整備

震災編第3部第6章において、東部地区の災害時医療救護体制の再編や、専門的医療を行う医療機関の体制整備等、医療体制や社会状況の変化への対応についての検討結果を反映した。
- (6) 実効性の高い防災体制の構築

本計画の実行性の向上を目的とし、震災編第2部において、市の平常時組織の変更を踏まえた災害時の組織体制を更新したほか、震災編第3部第1章において、訓練や普及啓発等の予防対策の充実について定めた。
- (7) 防災DX推進

震災編第3部において、市及び関係機関とのMCA無線による情報連携や、むさしの防災・安全メールをはじめとした市民広報ツールのほか、国のB-PLo（新物資システム）や都のDIS（災害情報システム）等、防災DX（デジタルツールの災害予防・応急対策への活用）についての検討結果を反映した。
- (8) 計画の簡素化

計画全般にわたり、市及び関係機関が必要な記述へ手間なくアクセスできるよう、重複及び重要度の低い記述の削除、本文書式や図表等のレイアウトのブラッシュアップ、記載順序の修正等、内容の簡略化を実施した。

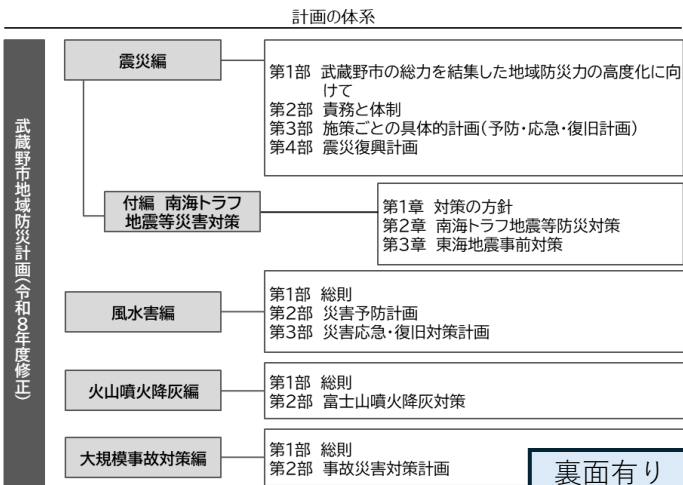
4 計画の推進体制

市及び防災関係機関は、平素から本計画の習熟に努める必要があります。市では、武蔵野市地域防災計画推進本部会議において、本計画に記載のある事業の進捗管理を行い、災害対策のPDCAサイクル（①知識の習得、②資器材・環境の整備、③手順書の整備、④訓練の実施、⑤計画の見直し）の充実を図っています。

5 計画の体系

市が想定する主な災害事象は、震災（南海トラフ地震等の海溝型地震を含む。）、風水害、火山噴火による降灰及び大規模事故であり、それぞれについて、市、市民及び事業者等が実施すべき平時の予防対策のほか、事象発生時の応急・復旧対策及び復興に向けた行動計画が記載されています。

各編の主な記載内容については、次のページ以降を参照してください。



6 武蔵野市地域防災計画（令和8年度修正）の概要

武蔵野市地域防災計画（令和8年度修正）の概要は、以下のとおりです。

震災編

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

第1章 計画の方針

- ・ 計画の目的や前提等について記載
- ・ 計画の習熟やPDCAサイクル等について規定

第2章 武蔵野市の現状と被害想定

- ・ 市の自然的・社会的条件のほか、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」を踏まえた被害想定

第3章 計画の概要等

- ・ 本計画の令和8年度修正の経緯・方針のほか、主な修正の視点について記載

目標更新

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

- ・ 4つの減災目標を設定し、目標を達成するための主な対策を整理

章の新設

第5章 複合災害への対応

- ・ 近年の災害事例を踏まえ、同種あるいは異種の災害が一度に発生した際の対応について記載

主な対策（例）

目標1：死者を6割以上減少させる

- ・ 木造住宅密集地域を中心に、感震ブレーカーの設置支援及び普及啓発を促進
- ・ 重要な路線のマンホールの浮上抑制対策を推進

目標2：避難者を6割以上減少させる

- ・ 防災ハンドブックなど各種媒体を活用した意識啓発
- ・ 最低3日分、推奨1週間分以上の食料・水の備蓄等を強力に推進

目標3：帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する

- ・ 吉祥寺駅周辺エリアの一時滞在施設の想定収容人数4,500人分を確保
- ・ 都条例に基づく市内事業所における取組の推進

目標4：ライフラインの早期回復に努める

- ・ 重要施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化等を推進
- ・ 新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、市の受援応援体制を強化 など

第2部 責務と体制

第1章では、市、市民及び防災関係機関のそれぞれの責務及び役割を記載しています。

第2章では、武蔵野市災害対策本部をはじめとする災害時の態勢について定めています。

第3部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章から第11章までの各施策について、予防対策と応急・復旧対策に関する計画を記載しています。

第1章 市民と地域の防災力向上

市民による「自助」及び地域による「共助」の取組について定める。
自助による備蓄や要配慮者対策、マンション防災等について更新

第2章 安全な都市づくりの実現

都市整備や建築物の耐震化等、ハード面の対策について定める。
市事業の進捗に係る更新のほか、石綿飛散防止体制等について更新

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

交通ネットワーク及びライフラインの整備・安全対策のほか、発災時の応急・復旧対策について定める。
各主体の事業の進捗のほか、道路規制のルール変更等に係る更新

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

市及び関係機関の災害対応態勢のほか、各主体の連携について定める。
市システム導入や応援受援の仕組みなど、体制が高度化した点を更新

第5章 情報通信の確保

防災機関相互の情報連携や市民への情報提供に係る体制整備について定める。
各主体の体制更新のほか、情報連携ルールの変更を反映

第6章 医療救護等対策

初動医療体制や医薬品・医療資機材の確保のほか、遺体対応等について定める。
東部地区緊急医療体制の変更や各主体の体制更新の反映

第7章 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策に関する各主体の役割等を定める。
キタコンDXの運用開始等の東京都における対策状況を反映

第8章 避難者対策

要配慮者の避難体制のほか、多様なニーズに対応する避難所・避難場所の整備・運用体制等について定める。
東京都避難所運営指針の踏まえた検討や市のペット対策の状況のほか、多様な視点に基づく避難所の環境整備の在り方を反映

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

食料・生活必需品、飲料水等の備蓄・調達体制について定める。
市の備蓄について、粉ミルクなどを含めた3日分の備蓄を明記

第10章 放射性物質対策

放射線量・放射性物質の測定及び市民への情報提供の体制を定める。

第11章 住民の生活の早期再建

住まいの再建、下水インフラの復旧、災害廃棄物処理等の市民の生活再建に向けた対策を定める。
被災者支援に係る制度改正の反映のほか、今後のトイレ対策の推進等について更新

第4部 震災復興計画

被災後の速やかな市民の生活及び都市の復興を実現するため、必要な体制や手順等を定めています。

付編 南海トラフ地震等災害対策

国及び東京都において対策が進められている南海トラフ地震事前対策について、武蔵野市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での対策推進地域には指定されておらず、「首都直下地震等による東京の被害想定」等においても、南海トラフ地震の想定被害は首都直下地震（多摩東部直下地震）に満たないことから、基本的な対策は震災編に準ずるものとしています。

風水害編

本編が想定している災害は、豪雨、暴風・竜巻及び大雪です。武蔵野市においては、集中豪雨による都市型水害への対策を主眼に置き、各主体の災害予防、応急・復旧対策について定めています。

風水害編の構成

第1部 総則	第1章 計画の方針	・市の災害の概況においては、想定最大規模降雨を想定しつつ、令和元年台風第19号等の既往災害時の対応についても参照している。
	第2章 市の災害の概況	
第2部 災害予防計画	第1章 風水害予防対策	・豪雨対策については、河川及び下水道の整備、まちづくり対策等のハード対策と、流域対策や避難体制の強化等のソフト対策について記載している。 ・交通ネットワークやライフラインの確保、各主体の連携に関する対策等、対策の一部は震災編を準用する。
	第2章 都市施設対策	
	第3章 応急活動拠点等の整備	
	第4章 地域防災力の向上	
	第5章 ボランティア等との連携・協働	
	第6章 防災運動の推進	
第3部 災害応急・復旧対策計画	第7章 物流・備蓄・輸送対策	・震災対策と大きく異なる以下の対策について、応急・復旧対策を定めている。 - 水防団体としての市の初動態勢（第1節） - 気象防災情報等の情報連携及び水防活動（第3節） - 警報避難や避難体制（第6節） - 障害物の除去（第8節）
	第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	
	第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	
	第10章 公共施設等の応急・復旧対策	
	第11章 応急生活対策	
	第12章 災害救助法の適用	
	第13章 激甚災害の指定	
	第1章 初動態勢	
	第2章 情報の収集・伝達	
	第3章 水防対策	
	第4章 警備・交通規制	
	第5章 医療救護・保健等対策	
	第6章 避難者対策	

風水害編の主な修正事項

(1) 東京都の河川整備・流域対策	東京都豪雨対策基本方針の改訂（令和5年12月）や、中小河川整備等の対策の進捗を反映した。
(2) 市の下水道整備対策	市内の雨水浸透施設等の設置を促進等、市の対策の状況を反映したほか、武蔵野市下水道総合計画2023との整合を図った。
(3) 市の雨水出水浸水想定区域図	市の雨水出水浸水想定区域図の作成に伴い、区域の指定状況等について追記した。
(4) 地下街等及び要配慮者利用施設の避難対策	水防法に基づき、浸水想定区域内にある地下街等及び要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難体制の確保について定めた。
(5) 「避難情報に関するガイドライン（内閣府・令和4年9月更新）」	当該ガイドラインを踏まえ、市長が指示する避難情報等を整理した。
(6) 新たな防災気象情報の反映	令和8年5月下旬から運用が開始された新たな防災気象情報を反映するとともに、それらの情報の活用方法等について整理した。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 冠水特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 冠水危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 冠水警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 冠水注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意報			

気象庁HPより：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/keiho-update2026/index.html>

火山噴火降灰編

富士山ハザードマップ検討委員会報告書に示された被害想定では、武蔵野市は最大で2～10cmの降灰が見込まれており、交通インフラ、ライフライン、建物、健康等に被害が生じる可能性があります。

本編では、上記の被害低減のための予防対策と、早期復旧のための応急・復旧対策について定めています。

大規模事故対策編

武蔵野市において住民の生命・身体、生活に影響を与える事故は、鉄道路線や道路・トンネル、電力や水道等のライフライン施設等、多くの施設が発生源となりえます。その他、テロ災害や危険物貯蔵施設の事故、大規模火災等、自然災害とは異なる初動態勢や情報連携体制を要する事象に対する対応について、本編で定めています。